

苫小牧市観光サポーター要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市と協働して観光振興を図ることを目的とした苫小牧市観光サポーター（以下「観光サポーター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 観光サポーターは、市と連携して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内で開催されるイベントへの協力
- (2) 市の歴史、文化、自然施設等を案内する業務
- (3) その他市の観光振興に資するための事業への協力

(責務)

第3条 観光サポーターは、活動に際し次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 安全及び衛生の確保に配慮すること。
- (2) 公共の利益に反する行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 危険な行為又は他人の迷惑となる行為を行わないこと。
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を行わないこと。
- (5) 活動するイベント等の円滑な進行を目的とした会議等に参加すること。
- (6) 活動において知り得た情報を他に漏らさないこと。

(登録要件)

第4条 観光サポーターの登録要件は、次に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 観光サポーターとして活動する意欲のあるもの。
- (2) 18歳以上の者であること。ただし、18歳未満の者で保護者の同意があるものは、当該者とみなす。

(登録手続)

第5条 観光サポーターの登録は、登録申請書を市に提出することにより行うものとする。

2 市は、前項の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、観光サポーターとして登録する。

(登録期間)

第6条 観光サポーターの登録期間は、登録された日からその日が属する年度の3月31日までとする。

2 観光サポーターから登録期間内に登録辞退の申出がないときは、登録期間は翌年度の4月1日から3月31日まで1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(登録の変更)

第7条 観光サポーターは第5条第1項の登録申請書に記載した内容に変更が生じたときは、市に届け出るものとする。

(報酬)

第8条 観光サポーターに対する報酬は支給しない。

(登録の抹消)

第9条 市は、観光サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することとする。

- (1) 本人から、登録辞退の申出があったとき。
- (2) 観光サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 市からの活動要請を正当な理由がなく2年間断り続けたとき。
- (4) この要領に違反したとき。

(事故等の補償)

第10条 観光サポーターは活動中の事故に備え、ボランティア活動保険等に参加するものとし、その加入費用の負担及び加入手続は、市が行うものとする。

2 観光サポーターの活動中の事故に対する補償は、前項に規定する保険の範囲内で行う。

(事務)

第11条 観光サポーターに関する事務は、苫小牧市産業経済部観光振興課で処理するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。